

平成20年7月25日

各 位

株式会社 熊本ファミリー銀行

不祥事件の発生について

この度、熊本ファミリー銀行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、不祥事件の根絶に向けて、様々な取り組みを行ってまいりましたが、かかる不祥事件を発生させたことを深く反省いたしております。

また日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々ならびに関係の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

記

1.事件の概要

平成20年7月、保田窪支店元行員(41才・男性・課長)が、お取引先から平成20年6月にお預かりした現金90万円、小切手10万円を抜き取り、着服していたことが判明いたしました。

お客様から取引内容に関する照会があり、行内調査を行ったところ、不正な取引が判明したものです。

被害に遭われたお客様には、速やかに事実関係をお伝えするとともに、深くお詫び申し上げ、正常なお取引に戻しております。なお、着服金につきましては、本人から全額弁済を受けております。

事故者につきましては、平成20年7月18日付けで懲戒解雇処分といたしました。

また本件につきましては、既に警察への通報を行い、刑事告訴を予定しております。

2.今後の対応

事務取扱いの厳正化等内部管理態勢の充実・強化に努めますとともに、信頼回復に向けて、役職員一同、全行あげて全力で取組んでまいります。

以 上

本件に関するお問合せ先
熊本ファミリー銀行 総務広報部
担当 西山
TEL 096-385-1117